

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済制度掛金を計上する。
- ・賞与引当金 —翌期に支給する職員賞与のうち、支給対象期間が当期（12月～3月）に属する支給金額を計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構—社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

単一事業の為作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

単拠点のため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア高江こども園拠点（社会福祉事業） 「高江こども園」 「本部」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	9,767,464	0	0	9,767,464
建物	166,330,469	0	7,680,644	158,649,825
合 計	176,097,933	0	7,680,644	168,417,289

7・基本金又は、固定資産の売却若しくは、処分に係る国庫補助金等特別積立金取り崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は下記のとおりです。

土地(基本財産)	7,878,964円
建物(基本財産)	158,649,825円
計	166,528,789円

担保している債務の種類および金額は下記のとおりである。

施設資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	115,000,000円
-----------------------	--------------

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
(基)土地	9,767,464	0	9,767,464
(基)建物	166,970,522	8,320,697	158,649,825
建物(固)	2,048,408	49,384	1,999,024
建物附属設備	56,399,924	6,209,636	50,190,288
構築物	30,190,943	7,050,948	23,139,995
機械・装置	17,543	16,602	941
器具備品	19,400,701	7,409,823	11,990,878
合 計	284,795,505	29,057,090	255,738,415

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし